

公開・非公開の別

■ 公開 □ 部分公開

□ 非公開

令和3年度 第2回浜松市人権施策推進審議会

1 開催日時 令和3年10月29日（金）午前10時00分から午前11時30分

2 開催場所 市役所 本館8階 第3委員会室

3 出席状況 審議会委員 青木 稔典（アオキ トシノリ）
赤池 千明（アカイケ チアキ）
浅岡 正義（アサオカ マサヨシ）
荒巻 太枝子（アラマキ タエコ）
岡本 孝子（オカモト タカコ）
河合 亮子（カワイ リョウコ）
栗田 芙友香（クリタ フユカ）
鈴木 恵子（スズキ ケイコ）
野田 由佳里（ノダ ユカリ）

健康福祉部 山下部長、渡辺次長、真田課長補佐
事務局 人権啓発センター：白柳所長、井川、土屋
UD・男女共同参画課 森田グループ長

欠席委員 下澤 嶽（シモサワ タカシ）

4 傍聴者 なし

5 議事内容 1 浜松市人権を尊重し多様性を認め合う差別のない社会づくり推進条例の制定について
2 その他

6 会議録作成者 人権啓発センター 白柳

7 記録の方法 発言者の要点記録
録音の有無 有 無

8 会議記録

1 開 会

2 健康福祉部長あいさつ

3 会長あいさつ

4 議 事

- (1) 浜松市人権を尊重し多様性を認め合う差別のない社会づくり推進条例の制定について

事務局より説明

条例案についての質問意見

(栗田委員)

条例案第2条第1項の「多様性」の定義に、「性的指向」と「性自認」が入っていないのはなぜか。第8条には「前2条に定めるもののほか、何人も多様性を理由とする不当な差別的扱いをしてはならない。」とあり、「前2条」の1つである第6条は「国籍、民族」のことで、これは第2条の「多様性」の定義として列記されている。

それであれば、同じく「前2条」にあたる第7条の「性的指向」と「性自認」も多様性に含まれるはずで、定義に列記した方がわかりやすい。そうでないと、「性的指向」と「性自認」だけが浮いてしまう。

(事務局)

当初は「性的指向」と「性自認」を性別に含む形で、多様性の定義に入れていた。しかし条文を検討する段階で、性別に含めるのは適切でないとして定義から外した経緯がある。パブリック・コメントの意見などを踏まえて、定義として変更することを検討していく。

(栗田委員)

当初の案が「性別（性的指向、性自認を含む）」ということであれば、性別と性的指向、性自認は全く違うものなので、その書き方は勿論おかしい。そうではなく、「人種、国籍、民族」のように「性別、性的指向、性自認」と列記することを提案する。

(野田委員)

高齢者福祉の関係で、外国からの留学生や介護労働をする方と話をすると、日本人は法や制度をきちんと決めないと動かない、またやさしくない印象があるとのこと。条例などをつくることも大事だが、法などで決められなくても、人にやさしくすることについて幼少の頃から意識を持たせることが大切だと考える。

(事務局)

平成20年度から、人権施策について指針や計画をつくり、様々な取り組みを進めてきた。今回基本的な人権条例を体系的に整理し、さらに施策を推進していこう

とするものであり、この条例による縛りで何かが滞るということは、ご心配いらないと思う。

(青木委員)

第7条の第2項にあるアウトティングの禁止は先進的な内容であると思うが、他の自治体で同様の規定を持つところがあるか。

(事務局)

三重県の「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」が、先行してアウトティング禁止の条項を規定している。制定年度がやや古い他自治体の人権条例にはこのような条項は見当たらず、最近では例えば川崎市のヘイトスピーチ対応の条例など、ターゲットを絞った内容のものがある。

(荒巻委員)

前文の「多様性を容易に受け入れない意識」という部分であるが、そもそもそのような方が多くいるのか、違和感がある。差別や偏見が生まれるのは、相手に対する想像力が欠け、文化や立場ということを思いやることができていないからで、そのことが多様性を受け入れないということと同一とは思わない。先ほど野田委員から指摘された、幼少期からのやさしい気持ちの醸成といったことが前文にはいつてくると良いと考える。

あと、多様性のなかに「経済的な格差」といったことは入らないか、また第4条の前提として情報の格差、例えば外国人や高齢者の方に必要な情報が行き届かないといったことで生じる格差、差別といったこともうたってほしい。

(事務局)

条文については基本的なものにとどめさせていただきたい。きめ細かな施策は条例に定める人権施策推進計画により、それぞれ事業所管課が取り組んでいく。

(岡本委員)

人権指導者研修会に参加された31歳の方が、「なんでこんな大事なことを学校で教えてくれなかったのか」という感想を述べられていた。その方は女性として生まれたが男性の意識を持っており、それについて父親の理解は得られたが、学校では何も教えてもらえなかったとのこと。今の時代ではLGBTも認知されてきた背景があるが、人権擁護委員としても教育と啓発は大事なことと捉えており、条例第9条に人権教育と啓発についてしっかりうたわれていることは評価できる。

(事務局)

野田委員の述べられた幼少期や学校での教育という点については、条例第10条の人権施策推進計画、そのなかの重点的な取り組みの方向性として、幼児期からの家庭・幼児教育の場における人権教育並びに学校における人権教育として掲載している。条文ではないが、その先の計画のなかにきちんと定められていることをご理解いただきたい。

(赤池委員)

障害者に関わる立場から感想等を申し上げると、まず人権条例を制定している自治体が非常に少ないことに驚いた。そのなかで、浜松市が先駆的に取り組むことを

評価したい。障がいのあることが条項として無い点に思うところはあるが、基本的な条例であるということから了解する。障害者の人権については日々大変なものと認識しており、条例はゴールでなくスタートであることを意識してほしい。市全体で、各課が連携して差別の解消など条例の定める取り組みを、一步一步進めてもらいたい。

(鈴木委員)

日本国内で人権条例制定が少ない中で、浜松市の取り組みをうれしく思う。この先の人権計画は、その時代に合った内容に変えられ、進められていくと思うが、すでにある浜松市ユニバーサルデザイン条例、浜松市男女共同参画推進条例とともに、市民の人権や平等といったことに、福祉や環境といった切り口で分けることなく対応していただけると良い。市民も多様性を自分事と捉える必要がある。行政の各部署も業務の根底に人権を意識していただきたい。性的マイノリティの団体との交流やコロナ禍で隠れている HIV 感染者への対応などもしているが、そのことから多様性を自分事と捉えてほしい。

(河合委員)

この条例が施行されると、例えばコロナ感染で実名報道し誹謗中傷を受けた男性が、市のほうから救われるようなことがあるか。

(事務局)

条例は現在の人権施策を体系化するものであり、この条例の制定により当面変更される施策がないため、すぐにはそのようなことはない。

(青木委員)

すでにある男女共同参画推進条例での性別は生物学的な規定をしていると思うが、この人権条例制定による、男女共同参画推進条例への影響はどう捉えるか。

(事務局)

男女共同参画推進条例においては、そもそもすべての人を性別視点で捉えて規定しており、性的マイノリティの方も包含する。そのため男性と女性、という分け方をしているものではないことを、UD・男女共同参画課に確認している。

(2) その他について

前回審議会での質問への回答について、資料4により事務局が説明

(河合委員)

犯罪被害者等支援の事業について、事業へのアピールが足りないと相談も増えないのではないかと考える。事業の周知が必要と考える。

(事務局)

犯罪被害者等支援は市民生活課、くらしのセンターが所管しているが、事業の推進に取り組んでいると聞いており、その内容について今後報道される予定である。